

部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。

目的

- 生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動環境の構築
- 教員の働き方改革の推進

課題

- 過度な活動による生徒の心身の疲弊
- 保護者の時間的、経済的な負担の増加
- 担当教員の多忙化
- 専門的指導力の不足
- 少子化に伴う部員数や部活動数の減少

部活動の活動時間及び休養日等の設定

(1) 休養日 ① 週当たり2日以上以上の休養日进行ける。 平日：少なくとも1日以上 週休日：少なくとも1日以上 ② 長期休業中の休養日：学期中に準じた扱い	(3) 活動の停止 ① 学校の定期テスト前 安全管理を行うことができない場合 ② 気象警報発令時および熱中症警報の発令があった時 ③ 学校で法定感染症等が流行し、諸活動停止になった時 ④ またはその恐れがある時 ⑤ その他の安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合
(2) 活動時間 ※準備、後片付けの時間も含め、短時間に、合理的でかつ効果的な活動 〈授業日（平日）〉 ① 長くとも2時間程度とする。 下校時刻以降の活動を行わない。 ② 活動日数は、週4日以内とする。 ③ 朝の活動は行わない。 ④ ※ 校長が特別な事情があると認める場合は、実施することができないものとするが、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。 及〈週休日〉 ① 長くとも3時間程度とする。 (目途：8：15～16：45) ② 日曜日を活動休止日とする。それができない場合は土曜日とする。 ③ 3連休等の場合は、最終日を活動休止日とすることが望ましい。 〈長期休業中〉 ① 学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定することが望ましい。 ② 長くとも3時間程度とする。 (目途：8：15～16：45) ③ 開行日の活動は行わない。 〈特別強化期間〉 「中体連主催大会」及び「中文連・吹奏楽連盟主催大会」の前に特別強化期間等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振り替える。	(4) 配慮事項 ① 多様な体験の機会、家庭教育の機会、地域の活動の機会を尊重できるように行う。 ② 生徒の主体性を大切に、家庭等での技能練習等を強制することのないよう配慮する。 ③ 遠征等移動の際は、他の保護者の車に同乗してはならない。 ④ 部活動を理由とする区域外通学及び学区外通学は認めない。

学校管理下外の生徒の活動について

- (1) クラブ等での活動
校長は、活動の実態を把握するよう努める。
- (2) 保護者会主催の活動(クラブ)
校長は、保護者会が単独で練習会を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。
- ※ 保護者会主催の活動(クラブ)とは、単一学校の単一部活動の部員のみで構成し、当該学校の部活動に引き続き活動したり、部活動が休養日の時に活動したりすることをいう。
- (3) 部活動と同じ内容の学校管理下外の活動について
校長は、各部顧問に対し、学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の部活動と「地域スポーツクラブ」の活動日・活動時間を合わせても、本ガイドラインの基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるよう指導する。
- ※ 学校の部活動顧問や外部指導者がクラブの指導者となっており、構成メンバーが学校の部活動の部員とほとんど変わらないメンバーで、学校の部活動に引き続き行われたり、学校の部活動が休養日の時に活動したりする「地域スポーツクラブ」の活動を指す。

※ 大会・練習試合・合宿等(以下「大会等」という)を計画し、休養日、活動時間を変更する際には、スポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなどの過度な負担とならないようにし、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振り替える。